

議案第50号

葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成22年 9 月 16 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

小菅東スポーツ公園駐車場を設置するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例の一部を改正する条例
葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例（昭和58年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第9号を次のように改める。

(9) 指定した場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

第14条の次に次の8条を加える。

(駐車場の設置)

第14条の2 公園内に設置する駐車場は、次の表のとおりとする。

公園の名称	駐車場
小菅東スポーツ公園	小菅東スポーツ公園駐車場

(駐車場の使用時間)

第14条の3 駐車場の使用時間は、規則で定める。

(駐車場の使用)

第14条の4 駐車場を使用することができる者は、小菅東スポーツ公園を利用する者及び区長が適当と認める者とする。

2 駐車場に駐車させることができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）で、規則で定める大きさを超えないものとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(駐車の拒否)

第14条の5 次の各号のいずれかに該当する自動車は、駐車場に駐車させることができない。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができないもの
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が駐車場の管理上支障があると認めるもの

(禁止行為)

第14条の6 駐車場を使用する者は、駐車場で、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を損傷すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすこと又はそのおそれのある行為をすること。

(駐車場の使用料)

第14条の7 駐車場の使用料は、駐車時間30分まで無料とし、30分を超える駐車時間30分までごとに100円とする。

(使用料の納付時期)

第14条の8 駐車場を使用する者は、自動車を出車させる際に、駐車場の使用料を区長に納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第14条の9 区長は、規則で定めるところにより、駐車場の使用料を減額し、又は免除するものとする。

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。